

不服申立ての主な審理事例（不服申立てができる事項・期間） 1

主な争点		申立ての要旨	決定	決定の理由の要旨
1	異議申立てができる事項について	処分その他公権力の行使に当たらない行為	却下	生命保険契約の解約権を行使した本件債権の取立ては公権力の行使とは認められないことから、本件異議申立ては不適法である。
2	異議申立てができる事項について	異議申立ての決定に対する異議申立て	却下	行政不服審査法に基づく異議申立ての決定処分は、行政不服審査法により審査請求又は異議申立てをすることができる処分から除外されており、異議申立てをすることはできない。
3	異議申立てができる事項について	既に消滅した処分に対する異議申立て	却下	本件差押処分にかかる債権については既に取立てが行われており、本件処分はこの取立てによって目的を完了し既に消滅している。したがって、異議申立人は本件処分の取消しを求める法律上の利益を有しない。
4	異議申立ての理由とすることができる事項について	自己の法律上の利益に関係のない違法の主張	棄却	仮に、差押不動産が第三者に帰属することが事実であった場合は、本件処分により不利益を受けるのは当該不動産の真正な権利の帰属者とされる第三者であり、申立人は自己の法律上の利益に関係のない処分の取消しを申立ての理由とすることはできない。

※すべて平成 28 年 3 月 31 日以前の処分等に対するものです。

不服申立ての主な審理事例（不服申立てができる事項・期間） 2

主な争点		申立ての要旨	決定	決定の理由の要旨
5	異議申立てができる期間について	配当処分に対する異議申立て期間の特例	却下	換価代金等の配当に関し欠陥があることを理由とする異議申立ては、換価代金等の交付期日後はすることができない。本件異議申立ては換価代金の交付後にされており、既に異議申立てのできる期間を経過している。
6	異議申立てができる期間について	納税通知書が到達した日の推定	却下	本件処分にかかる納税通知書は、市税事務所から異議申立人に対し、6月8日に普通郵便で発送されており、この場合、その郵便物は通常到達すべきであった時に送達があったものと推定することとされている。したがって、本件異議申立ての期限は8月上旬であると推認されるが、本件異議申立書は10月29日に提出されており、異議申立てができる期間を経過している。

※ すべて平成28年3月31日以前の処分等に対するものです。